

## 大川市外国人留学生支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大川市内に在住し市内外の大学、短期大学及び専門学校(以下「学校」という。)へ通学する外国人留学生に対し、日本での生活において、生活の安定及び学業へ専念すること並びに大川市への転入による定住促進及び人口の増加と地域活性化を目的とする外国人留学生支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、大川市補助金等交付規則(昭和 56 年大川市規則第 7 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定される大学
- (2) 短期大学 学校教育法第 108 条に規定される短期大学
- (3) 専門学校 学校教育法第 124 条に規定される専修学校
- (4) 留学生 在留資格「留学」で来日した単身の外国籍の者

### (対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日以降に学校に入学した者
- (2) 大川市に住民登録を行い、現に在住している者
- (3) 申請日において在留資格が「留学」となっている者
- (4) 在学する学校の長(以下「学校長」という。)により交付対象者として推薦を受けた者
- (5) 大川市暴力団排除条例(平成 22 年大川市条例第 8 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 大川市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

### (交付の限度)

第 4 条 補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

### (交付要件)

第 5 条 補助金の交付要件は次の通りとする。

- (1) 申請日時点で、大川市内に居住していること。
- (2) 災害時には、可能な限り、通訳・翻訳等のボランティア活動に協力すること。

2 学校長が積極的に前項第 2 号の活動への協力を促進するものとする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、その所得の有無に関わらず月額 10,000 円とし、交付対象期間は入学した日の属する月を含め 12 箇月以内とする。

(支援補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、学校長を経由して市長へ提出しなければならない。

- (1) 大川市暴力団排除条例に係る誓約書兼個人情報の照会・確認に関する同意書(様式第 3 号)
- (2) 在学証明書若しくは学生証の写し
- (3) 在留カードの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 学校長は交付申請書の提出があったときは、申請者が交付対象者として適切である旨を交付対象者推薦調書(様式第 2 号)に記入し、交付申請書に付して市長へ提出しなければならない。なお、学校長は、申請者について補助金の返還義務が発生した場合、その連帯責任義務を負うことを同調書において誓約するものとする。

3 学校長は初回申請時において、第 2 条第 1 号から第 3 号のいずれかに該当することが分かる書類を市長へ提出しなければならない。

4 市長は、第 1 項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、大川市外国人留学生支援補助金決定通知書(様式第 4 号)により、申請者及び学校長に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 8 条 前条第 4 項の交付決定を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)は、大川市外国人留学生支援補助金交付請求書(様式第 5 号。以下「請求書」という。)を、学校長を経由して市に提出するものとする。

2 学校長は、交付対象者より前項の提出があったときは、請求書を一括してとりまとめの上、市長へ提出するものとする。

3 市長は、学校長より請求書の提出があったときは、大川市外国人留学生支援補助金交付通知書(様式第 6 号)により交付対象者及び学校長に通知し、交付対象者に対し 4 月から 9 月分までを 10 月以降に、10 月から 3 月分までを 3 月末までに、補助金を交付するものとする。

4 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が生じた日の属する月までの補助金を交付する。

- (1) 交付対象期間内に学校を卒業し、かつ在留資格が「留学」でなくなったとき。
- (2) 病気等の真にやむを得ない事由により退学したとき。
- (3) その他市長が特別と認めたとき。

(変更申請)

第 9 条 交付対象者は、交付対象期間末までに第 7 条の申請の内容に変更があるときは、学校長を經由して市長に内容の変更について申請し、その承認を得なければならない。

2 第 7 条の規定は、前項の変更の申請について準用する。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

3 交付対象者が一時帰国等やむを得ない理由で変更申請書を提出できない場合は、学校長が変更申請を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 10 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部を取り消すことができる。

(1) 第 3 条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 第 5 条第 1 項に規定する交付要件を満たさなくなったとき。

(3) 第 9 条第 1 項に規定する変更申請を行わないとき。

(4) 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたとき。

(5) その他市長が補助金の交付対象として適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定の全部を取り消したときは、大川市外国人留学生支援補助金交付決定取消通知書(様式第 7 号)により、交付対象者及び学校長に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したとき、すでに補助金を交付している場合、補助金を返還させるものとする。

2 前項に規定する補助金の返還については、大川市外国人留学生支援補助金返還命令書(様式第 8 号)により交付対象者及び学校長に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。